

愛知県吹奏楽コンクール実施規定細則（中学生の部）

令和5年4月改訂

（総則）

第1条 本実施規定細則は、愛知県吹奏楽コンクール実施規定を受け、「中学生の部」の細則を記述するものである。

（編成）

第2条 「中学生の部」は、A編成とB編成の二つの編成で実施する。

（A編成）

第3条 A編成は、次の項に基づき実施する。

第1項（位置付け） 全日本吹奏楽コンクール実施規定に準ずる部門、及び合同バンドの出場する部門

第2項（人数制限） 50名以内。

第3項（演奏曲目） 全日本吹奏楽連盟が定める課題曲及び自由曲の2曲。

第4項（演奏時間） 課題曲の開始から自由曲の終わりまで12分以内。

第5項（演奏者） 課題曲・自由曲の演奏は同一人に限る（演奏者を変えてはいけない）

また、課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了までステージへの出入りを原則禁止とする。ただし、バンダやオフステージなどの演奏効果のために出入りが必要である場合は、事前に事務局の許可を得ること。

第6項（地区代表数） 各支部の地区大会参加団体数を考慮し、小中学校吹奏楽連盟理事会において決定する。

第7項（シード） 前年度東海大会に出場した団体をもつ地区は、その数を県大会の代表数に加算する。

第8項（審査） 愛知県吹奏楽コンクール審査内規に準ずる。

第9項（県代表） 審査員は、東海支部の定める規定に基づき、東海大会A編成への代表を選出する。

（B編成）

第4条 B編成は、次の項に基づき実施する。

第1項（位置付け） 少人数バンドを対象とした部門、及び合同バンドの出場する部門

第2項（人数制限） 30人以内。

第3項（演奏曲目） 自由曲1曲のみ。

第4項（演奏時間） 7分以内。

第5項（地区代表数） 各支部の地区大会参加団体数を考慮し、小中学校吹奏楽連盟理事会において決定する。

第6項（出場制限） 2・3年生の部員合計が31名以上の学校は、B編成に出場した場合、地区代表の資格を有しない。

第7項（審査） 愛知県吹奏楽コンクール審査内規に準ずる。

第8項（県代表） 審査員は、東海支部の定める規定に基づき、東海大会B編成への代表を選出する。

（出場資格）

第5条 同一学校および小中学生で組織する校内外で活動する単独校や複数校混合の団体がA編成及びB編成の両方に出場してもよいが、演奏者は重複してはならない。また、両方に出場した

場合、A編成・B編成の結果の如何に関わらずB編成は県大会に参加できない。この場合、B編成の地区代表数の分母となる参加団体数にも含まない。

第6条 地区大会・県大会とも、それぞれの参加申込書の人数を越えてはならない。ただし、やむを得ず変更する場合は当日本部にて申し出ること。

(付則)

第7条 開催上の細目については小中学校吹奏楽連盟理事会で定める。

第8条 この実施規定細則は、小中学校吹奏楽連盟の決議及び愛知県吹奏楽連盟常任理事会の承認により改訂することができる。

第9条 この実施規定細則は、平成9年度より施行する。

平成28年5月10日、令和5年4月6日改訂